

中央建設業審議会総会

平成23年7月27日（水）

【事務局（塩見室長）】 それでは、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、大島国土交通大臣からごあいさつさせていただきます。

【大島大臣】 国土交通大臣の大島章宏でございます。諸先生方には大変ご多忙中のところ、私どもの事業に関するご提言またご意見を賜りまして、ほんとうにありがとうございます。

ただいまお話がありましたように、中央建設業審議会、こういうことでございますが、私ども国土交通省として今日の日本の国づくりにおいて建設業の方々には大変なご尽力をいただいてまいりました。しかし、昨今の状況の中で全体的な事業の予算というのが減少傾向にありまして、建設業の関係者の皆さんにも大変、いろんな意味でご心配もおかけしているところであります。

そういうさなかに、3月11日に東日本大震災が発生いたしました。各業の皆さんもみずから被災をされる、こういう状況でございましたが、しかし、それをわきに置いて、この東日本大震災の緊急対策、そして応急対策には大変な力を発揮していただきました。関係者の皆さんにも御礼を申し上げたいと思います。

そこで、今回の大震災を踏まえて、私たちが改めていろんな分野といいますか状況について精査をさせていただきましたが、地域社会が成り立つための、いわゆる最小限の一つの構造というものがあるのだらうと思います。それを、そのレベルを下回ってしまった場合には地域社会の経済も回りませんし、また非常時のときの対応というのもとれなくなるというような認識を、私は持ちました。

したがって、今回、有識者の先生方をお願いをして、6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」というものをご提言いただいたわけではありますが、この中でダンピング対策をはじめとする入札契約制度改革の推進、それから先ほど申し上げさせていただきました地域維持型の契約方式の導入、それから、これはマイナス面でございますけれど

も、保険未加入企業の排除というもの。あるいは同時に、日本国内だけが市場ではありませんで、海外にも日本の優秀な道路ですとか橋ですとか鉄道ですとか、あるいは水事業ですとか、さまざまな分野で日本の技術力を展開していただきたいという国々がございます。私も今年の1月14日までは経済産業大臣をさせていただいておりましたが、年末から年始にかけて2回、海外出張いたしまして、北のアフリカ地域、あるいは中東の諸国を訪れさせていただきましたが、日本の建設を含めての高い技術力に強い関心を持っておりまして、ぜひ我が国の発展のために日本の技術力を活用したい、こういう希望も寄せられておりました。したがって、そういう意味からも海外展開をどう図るか、こういうことも大変大事な課題でありまして、こういう課題について先生方に7つの対策を提言いただいたところであります。

冒頭に申し上げさせていただきましたが、非常時のときにどうするか、あるいは災害時のときにどうするか、そういうことを想定した上で、私たちは地域社会を維持していかなければならない、こういう状況になりましたので、このことについて常日ごろから体制の整備を図っていき、こういうことで国土交通省の事務方にもお願いをしているところであります。

そういう中で、「方策2011」を踏まえた入札契約適正化指針の改正について、今日のご意見を賜るということになっているわけでありましてけれども、今後とも先生方の適切なアドバイスをいただきながら、日本の国を今後とも維持発展させるための一つの方針を私たちも策定したいと思いますので、どうぞご助力のほどをよろしくお願いを申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局(塩見室長)】 大島大臣は、所用によりましてここで退席させていただきます。

【大島大臣】 では、先生、よろしくお願いします。どうも申しわけございません。よろしくお願いします。じゃあ、あとよろしくお願いします。

【事務局(塩見室長)】 この審議会の定足数でございますけれども、建設業法施行令29条第1項の規定によります、委員の総数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しているということをご報告させていただきます。

なお、中央建設業審議会議事細則の第9条1項によりまして、この会議は公開となっております。

本日、お手元に配布させていただいております資料、これは議事次第の下半分に、資料1から5、参考資料とございますが、クリップをお外しいたしまして、不足がないかの

ご確認をいただければと思います。資料1、資料2、そして資料3は枝番号で3-1から3-4までございます。また、資料4は資料4と資料4の別添というのが後ろについてございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から本日ご出席の委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。前回、昨年7月26日の総会から時間も経過してございますので、前回の総会から引き続き委員にご就任いただいている方、また、前回の総会以降、新たにご就任された委員の皆様を、五十音順で紹介をさせていただきます。

まず、前回の総会から引き続き委員にご就任いただいている方を紹介申し上げます。

社団法人全国建設業協会会長の浅沼健一委員です。

【浅沼委員】 浅沼でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 社団法人全国中小建設業界副会長の小野徹委員です。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 三鷹市長の清原慶子委員です。

【清原委員】 清原です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 社団法人建設産業専門団体連合会会長の才賀清二郎委員です。

【才賀委員】 才賀です。よろしくどうぞ。

【事務局（塩見室長）】 社団法人日本空調衛生工事業協会副会長の高須康有委員です。

【高須委員】 高須です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 公認会計士の椿愼美委員です。

【椿委員】 椿です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 社団法人日本建設業連合会土木本部長の中村光義委員です。

【中村委員】 中村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 社団法人日本建設業連合会会長の野村哲也委員です。

【野村委員】 野村でございます。よろしくどうぞ。

【事務局（塩見室長）】 全国建設労働組合総連合書記長の古市良洋委員です。

【古市委員】 古市です。よろしくお願いいたします。

【事務局（塩見室長）】 続きまして、前回の総会以降、新たに委員にご就任いただいた方をご紹介申し上げます。

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長の石原邦夫委員です。

【石原委員】 石原でございます。よろしくどうぞお願いします。

【事務局（塩見室長）】 東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員です。

【小澤委員】 小澤です。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局（塩見室長）】 電気事業連合会副会長の木村滋委員です。

【木村委員】 木村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（塩見室長）】 東京大学大学院法学政治学研究科教授の中田裕康委員です。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（塩見室長）】 委員の皆様方のご紹介は以上でございます。

前回の会議開催以降、委員の改選がございましたので、議事の前に、建設業法38条第1項及び第3項の規定に基づきまして、委員の皆様により会長及び会長代理を互選いただく必要がございます。

最初に会長の互選をお願いしたいと存じますけれども、委員の皆様からご推薦ございませんでしょうか。浅沼委員、お願ひいたします。

【浅沼委員】 新しい中央建設業審議会の会長には、金融・企業経営の専門家として豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、また、日本経済団体連合会の評議員会の副議長、また経済同友会の副代表幹事などの要職を務めておられますほか、産業構造審議会などの審議会の委員も精力的に務めていらっしゃいます、石原邦夫委員にご就任をお願いしたらよろしいかと考えておりますけど、いかがでございましょうか。

【事務局（塩見室長）】 ただいま浅沼委員から石原邦夫委員をご推薦いただきましたけれども、皆様方、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（塩見室長）】 それでは、石原邦夫委員が会長にただいま選出されました。会長、よろしくお願ひ申し上げます。

【石原会長】 ただいま会長にご選任いただきました石原でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

このたびは平井前会長の後を受けまして、会長というまことに大役でございます。大変光栄に存じますとともに、いろいろと経験不足、見識不足でございますので、委員の皆様方のご指導の下、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

前会長の平井先生におかれましては、その卓越した識見と指導力によりまして、当審議会を終始リードしていただいたわけでございます。ご在任中、入札契約の適正化に関する検討委員会等の設置を通じまして、基本的視点から幅広くご検討いただきまして、平成1

8年には入札契約適正化指針の改正、平成20年度と平成22年には経営事項審査の改正を実施されました。また昨年、平成22年には標準請負約款の、平成15年以来となるようでございますが、改正等を実施されました。先ほど大臣からもお話ございましたように、本中央建設業審議会は発注者・受注者・学識経験者の皆様から成っております中立的な機関として、入札契約などに関し具体的な基準等の作成や同意を行う重要な役割を担っていると存じます。委員の皆様方にはぜひ幅広い観点からご意見をちょうだいできれば幸いと存ずる次第でございます。

本議論が活発かつ自由闊達に行われ、また円滑に行われますよう、審議会の運営に努めてまいりたいと存じます。委員の皆様方のご協力をぜひお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。(拍手)

それでは、会長としての初仕事でございますが、会長代理の選出を行いたいと存じます。まず、会長代理の役割と選出につきまして、事務局よりご説明お願いいたします。

【事務局(塩見室長)】 建設業法38条第3項におきましては、会長代理は会長に事故があるときに会長の職務を代理するということになってございます。学識経験者である委員の中から、あらかじめ委員の互選によりまして選出をするとされているところでございます。

【石原会長】 ありがとうございます。ということでございますが、私、会長といたしましては、法律の専門家でいらっしゃる、社会資本整備審議会の委員を務めておられます、中田裕康委員にお願いするのがよろしいかと存じますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、中田裕康委員に審議会の会長代理をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中田さん、一言お願いします。

【中田会長代理】 中田でございます。不なれでございますけれども、石原会長のお手伝いをしながら、しかし、事故がないということを祈っておりますけれども、この会が実りあるものになりますように、微力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【石原会長】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【事務局（塩見室長）】 報道関係の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りにつきましてはご遠慮いただけるように、よろしくお願い申し上げます。

【石原会長】 それでは、お手元の議事次第に基づきまして、審議に入らせていただきたいと思います。

まず、議事（１）でございますが、「建設産業の現状と最近の取組み」につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 建設業課長の谷脇でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから「建設産業の現状と最近の取組み」について、お手元に資料２というのがあると思いますが、説明させていただきます。約１年ぶりということでございますので、その間の動きを中心に紹介をさせていただきます。

資料２、１枚めくっていただきまして１ページ目でございますけれども、「建設投資、許可業者数及び就業者数の推移」ということでございます。一番右端、平成２２年度、２３年度のあたりを見ていただきますと、その上のほう、４９８万人、これが建設業に従事されている就業者の最新の数でございます。

その下、４９９千業者、４９万９、０００業者、これが建設業の許可を受けております会社の数ということで、５００万人、５０万社を切る状況になってございます。

その右端、建設投資、平成２３年度は大体４３兆円と見込んでおるといふ、そういった状況でございます。

１枚めくっていただきまして、２ページでございますけれども、どういう環境になっているのかということでございます。左上の絵が、全産業と建設業の営業利益、これをここ２０年ほど見たものでございます。平成１０年以降、ここ１０年ちょっとでございますが、建設業は、他の産業と比べまして非常に営業利益が低迷をしているという状況がございます。

さらにその右でございますが、倒産件数。ピークは平成２０年でございますけれども、ここ４年ほど３、０００件以上ということで、高止まりの状況でございます。さらにその下の右のほうでございますけれども、業況判断、資金繰りの判断ともに、全産業と比べて厳しい状況にあるといったような状況でございます。

次の３ページでございます。そういった中で、建設産業は全体の産業の中でどれぐらいの位置を占めているのかというのが、左のほうの県内総生産に対する建設投資の規模ということで、北海道、北陸が１３％弱、関東が一番低くて８％ということ。その下は就業者

の割合でございますが、一番高い北陸で9.4%、低い近畿で6.5%といったようなところでございます。

その右側は建設労働者の高齢化と書いてございます。少子高齢化が進んでおりますので、全体の高齢化は進んでいるわけでございますけれども、グラフにございますように、建設業の55歳以上の率は、最新の数字で33.1%というところまで来ている。逆に、その下のほうでございますが、29歳以下の就業者は11%ほどということで、若い方の入職が進んでいないという状況でございます。

こういった状況の中で、4ページ以下は最近の取組でございますが、まず、入札契約の関係が4ページの右のほうにございます。国土交通省における取組といたしまして、まず最初の○でございますが、競争性・客観性・透明性の向上ということで、一般競争方式の拡大を進めてまいりまして、既にもうほぼ100%というところまで来てございます。その下は価格と品質に優れた調達ということですが、総合評価方式の拡充も図ってきたわけでございますが、これも99.8%と、ほぼ100%という状況になってございます。3つ目といたしまして、ダンピング受注のための対策、こういったようなことにも取り組んでございます。

その下、地方公共団体のほうに対しまして、国と同様の一般競争方式、総合評価、あるいは低入札のダンピング対策といったようなものをお願いをしているところでございます。

続きまして、5ページ、入札契約制度と関連いたしまして、先ほど石原会長からごあいさつもございましたが、前回、22年7月26日でございますが、この中央建設業審議会できりまとめをいただきました事項の、その後の状況でございます。左側が経営事項審査の改正でございました。その左のほうに1から4番までございますように、技術者に必要な雇用期間の明確化等々の改正のまとめをしていただいたわけでございます。

その左側の一番下のところに書いてございます、関連の省令などを昨年10月に公布いたしまして、今年の4月から新しい経審がスタートしております。

右のほうに約款の改正がございます。これも中建審のほうでまとめていただいたわけでございますが、1番から5番にございますように、契約当事者間の対等性の確保等々の内容でございました。これにつきましては同日、7月26日に、これも一番下に書いてございますが、関係者に実施の勧告をいたしまして、国の直轄事業につきましては昨年10月から実施。都道府県につきましては、最新で46都道府県で既に実施をいただきました。

た。1件は実は宮城県でございまして、4月からの適用の予定だったんですけども、震災の関係で新しいものにすぐできないということで、延期をされているという状況でございますので、全部やっつけているという状況でございます。

次の6ページ、そのほかでございます。契約・取引の適正化といったようなことで、例えば4番。昨年から「建設業取引適正化推進月間」というものをつくって、契約取引の適正化に取り組んでおります。その下、経営力の強化という意味ではアドバイザーの事業の展開とかいうようなことをしてございます。右のほうの人材確保・育成、処遇の改善というところでは、建設技能労働者の人材確保のための方策の検討、あるいは3にございます技術者制度の検討といったようなことを進めているところでございます。

次、7ページでございますけれども、金融関係でございます。左側は元請け向けの融資制度、右側が下請け向けの債権の保全支援事業ということで、ここ二、三年取り組んでいる事業でございます。下のほうに実績を載せてございます。元請け向けが1,700億円ほど。右側の下請け向けが400億円ほどの実績ということでございます。

次の8ページ、最後の項目でございますが、この3月11日の大震災を受けまして実施した措置ということで、ご紹介させていただきます。1番といたしまして、関係機関に協力の要請をしております。①建設業団体に対しての災害応急対策への協力の要請。あるいは、③でがれき撤去の促進についてもお願いをしているところでございます。

2番として、公共工事の円滑な実施と支払い。⑤前払率の引き上げ、あるいは⑦当面の災害復旧事業を迅速に行うための入札契約の取扱いなどで通知をしてございます。

さらに3番金融のところ、先ほどの元請け向けの融資・下請けの債権保全、こういうのがれき処理事業なども追加をするといったようなことをしてございます。

さらに、9ページ目でございますが、被災されまして事業者につきまして、4.許可の有効期間等の延伸、あるいは5.で建設資材の価格動向を調査するということをしてございます。さらに、6.その他①といたしまして、被災企業のためのホットラインを開設するといったような取組をしてございます。

簡単でございますが、私のほうから資料2の説明は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました現状と最近の取組みにつきまして、皆様からご質問・ご意見ございましたらお伺いしたいと存じます。どうぞ、挙手を願ひまして。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。昨年の7月にまとめまし

た取組みが一定の成果を上げ、浸透していることを大変心強く思います。この取組みにかかわった者として、その点、大変ありがたく思います。ありがとうございます。

そこで、東日本大震災に伴い実施された措置等に関連して、さらにもう少し詳しくご説明をいただければと思うのです。三鷹市のような自治体においても、東日本大震災が発生した直後、やはり急激な資材の不足等が起こりまして、事故繰越等をやむなくした経過がございます。でもこれは、実際、被災地の皆様の困難を思いますと、私たちとしては当然の対応ではないかと思っておりますが、先ほど、調査として主要建設資材・需給価格動向調査というのをされて、情報提供を充実されているということですが、3月11日から4か月以上たっているわけですが、その後、こうした動向について、落ち着いているのかどうか。それが1点。

2点目は、これは1つの問題提起でございますが、私たちも全国市長会、あるいは東京都市長会を通じまして、被災地に職員の支援をさせていただいております。その中で、当初は罹災証明等を発行できる固定資産等について詳しい職員を派遣してまいりましたが、最近では、それぞれの被災地が復興再生に向けて、土木工事でありますとか建設ですとか、そうしたところに主体性をより一層持ちたいということから、三鷹市からも姉妹自治体に、建設職あるいは土木職を長期にわたって派遣するということを決断いたしました。

今後、被災地の振興に向けては、もちろん国や県がその被災市町村をコーディネートしながら、的確な復興再生に向けての取組みをしていかれることと思いますけれども、私どもとしてはこうした人材に関して、もちろん私たちも派遣はさせていただきますけれども、長期的に見るなら、自治体間のこうした人材の支援だけではなくて、県等が主導して適切に長期的に建築職や土木職の職員がこうした取組みができるような支援も必要ではないかなと感じておりまして、この点について国土交通省のほうでは、いわゆる被災地の建築職・土木職の人材の確保、あるいは自治体との連携について、何らかの取組みがされていれば、ご紹介いただければ心強いと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【石原会長】 ありがとうございます。今、2つのご質問がございましたけど、よろしゅうございますか。

【大森建設流通政策審議官】 1点目の資材の関係ですけれども、3月11日の被災直後から、特に合板がすごく足りなくなりましたですね。被災地に大きな製造工場があったということもあって、それが被災地だけじゃなくて全国的にも大きな影響を来している。

また、ケーブルが足りないとか、そういったことは当初ずいぶんありました。あとは仮設住宅によるさまざまな資材で他地域が逼迫しているというような議論がございました。我々も、そういうこともあり、いろいろと担当部局のほうにお願いをしていたというようなこともございますけれども、現在のところ、そのあたりは順調といたしますか問題なく動いているというふうに処置をしております。

2点目は……。

【清原委員】 ありがとうございます。

【深澤技術審議官】 2点目のご質問について、私、わかる範囲でお答えさせていただきます、技術審議官の深澤と申します。よろしく申し上げます。

まず、3月11日発災直後、私どもの出先に東北地方整備局というのがあるんですけども、国道とか、あるいは河川とかをみずから管理をしております。みずから管理している施設の被災したところの復旧ももちろんやるんですけども、各市町村にリエゾンという形で職員を派遣いたしまして、それぞれの市町村のご要望をお聞きしたり、我々の進めている復旧との連携、通信の確保とか、そういうことをまずやらせていただきました。

それからそれに引き続きまして、特に市町村のほうからは計画づくりについての支援の要望がございまして——これは市町村から直接、県を通じたりしてご要望がありましたので、我々、本省の人間が何名かそれぞれ市町村に、これは2カ月とかそういう期間でございましたけれども、長期に派遣して計画づくりの手伝い、復旧のお手伝いをさせていただきました。

それと、最初の補正予算で71億円の調査費というものを認めていただきまして、これを元に、各市町村ごとに幾つかグルーピングはしているんですけども、復興の計画をつくっていただくということで、それぞれの市町村ごとにコンサルタントに発注をいたしまして、コンサルタントの方に現地へ行っていただくとともに、本省でも担当の人間を決めて、常に窓口になりながら仕事をさせていただいております。

さらに、調査をするに当たって、先ほど申し上げましたように、東北地方整備局でもそれぞれの市町村ごとの担当者を決めさせていただいて、いつでも相談に乗れるというようなことをさせていただいております。

とりあえず今までの動きをご紹介させていただきました。以上です。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

【清原委員】 はい。ありがとうございました。

【石原会長】 ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは続きまして、議事の2番目に入りたいと存じます。「建設産業の再生と発展のための方策2011」についてを、事務局よりご説明お願いいたします。

【谷脇建設業課長】 それでは、資料3-1、A3の6枚紙でございますが、これはこの6月にまとめていただきました「方策2011」の概要版でございます。

次の、その下にございます資料3-2、これが「方策」そのものでございます。1枚めくっていただきますと左側に目次がございまして、「～はじめに～」という後に第1章「現状分析と直面する課題」ということで、その大きなⅡに、1から7番まで7つの課題を出していただいております。

第2章で実施する対策ということで、そこにございますような7つの対策、これを提示いただいているというものでございます。

さらに、その下の資料3-3、これがこの「方策2011」の資料編ということでございまして、議論をいただいております間に資料300枚以上あったかと思うんですけども、それを100枚——ちょうどこれは100枚のデータなのでございますが、抽出してまとめたものということで、最新のいろいろなデータがまとまっているものでございます。

本日、説明はその下の資料3-4ということで、「方策」の概要をまとめてございまして、資料3-4で説明をさせていただきます。7つの対策がございまして、1つずつ、簡単に紹介をさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、1番でございますが、大臣も申しておりました、地域社会の維持という観点でございまして、課題として災害対応、除雪、維持管理等（地域維持事業）というようなものを担える企業が不足してきているのではないかという課題でございます。このための対策として、地域維持型の契約方式を導入したらどうかということでございます。

若干、詳しく説明させていただきます。2ページ、次のページを見ていただきます。まず、建設企業の小規模化が特に地方圏ほど進展しているのではないかと分析をさせていただきます。下の円の左側のほうにございますが、秋田・富山等、地方の県のデータでございまして、上のほうは事業所の人数で、左端から1～4人、右端が30人以上ということでございます。30人以上とか20～29人ぐらいの規模の企業が、地方の県では4割とかそれぐらいの数が減ってきている。一方で、1人から4人、5人から9人のところの企業

の数はあまり減っていないということで、地域の除雪ですとか維持事業を担っている中核的企業、これが非常に弱ってきているのではないかと、そういう分析をしています。

という分析が1つでございます。

こういうようなことを受けまして、次の3ページでございますけれども、地域維持型の契約方式というものを導入していつはどうかということで、3ページの上の②のところでございますけれども、地域に不可欠な維持管理を適切に行える担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫するというところでございます。

例えばということで、下の絵にございますように、発注する側はまず、一括で発注するという取組みをしたらどうかということで、例が3つほど載っております。冬の業務、除雪と夏の仕事とか、例2でございますと道路と河川を一緒にするとか、あるいは例3でございますと、A区間、B区間のように区間が一緒ですが、いろいろな仕方があると思うんですけれども、こういうようなことで包括して、さらに、右のほうに書いてございますが、複数年で契約をする。発注する側もまとめる。受ける側も、右のほうに書いてございますが、地域維持事業の実施を目的とした新タイプの建設共同企業体（JV）を組んでいただいて、共同で受注をして仕事をしていただく。こういう地域の維持事業、小さな事業でございますけれども、そういうものについてはこういうような段取りで進めていったらどうかということが1つの提案でございます。

この点につきまして、後にある議題3つ目の適正化指針の改正の中にも入ってくる部分でございます。

2つ目、4ページでございますけれども、技能労働者の雇用環境の改善ということ。技能労働者の外部化が進んでいる。賃金の低下、あるいは若年入職者が減少しているのではないかと。さらに、下の真ん中の○にございますけれども、法定福利費を負担しない企業が、人を大切に施工力のある企業を駆逐しているおそれがあるのではないかとということで、1つの大きな施策として、保険未加入企業の排除ということに取り組もうということでございます。

めくっていただきまして、5ページのところに保険加入の状況を記してございます。左側が土木工事、建築工事別に、元請・下請でどれぐらい保険に加入されているのかを見たもの。元請の企業はさすがに入っているわけですが、2次、3次といきますとかなり加入率が落ちると。右のほうで見ますと、地方のほうは高いんですけれども

も、都会のほうは低い、こんなような状況になってございます。

ということで、次の6ページでございますが、保険未加入企業の排除、これを行政、元請企業、下請企業が一体となって進めていこうということでございます。行政のほうでは許可更新時等々に確認をする。さらに社会保険担当部局との連携を図っていこうと。2番として、元請の企業にも適切に下請のほうを指導していただく必要があるんじゃないか。3番で、専門工事業におきましても自分の会社のこととしての保険加入の徹底、こういうものを進めていただく。三位一体で進めていこうということでございます。

右側に目指すべき姿と書いてございます。その下のほうに書いてございますが、企業単位では100%、労働者単位では製造業と同じぐらいの加入状況を目指していこうと。その上にスケジュールが書いてございますが、なかなか難しい実態もございますので、周知・啓発の期間に1年程度、排除方策の進め方として、大規模工事から順次拡大をして、5年を目途で目指すべき姿に到達するというところで取り組んではどうかということでございます。

3つ目でございますが、7ページ、技術者の育成と適正配置ということでございます。この点につきましては、技術者データベースの整備と、建設業の業種が28あるのですけれども、この業種区分の点検というようなことを進めていく必要があるのではないかとという対策をいただいております。

8ページに技術者データベースのイメージを載せてございます。上のほうに技術者データベースとございますように、本人性の情報、あるいはどういう資格をお持ちなのか。所属の会社はどのような会社なのか。各種の学習に対する個人での取組みの履歴はどうなのか。あるいは現場の配置状況はどうなのか、こういったような情報をデータベースとして整備をし、一定期間に更新していく、こういう段取りを取ったらどうかということでございます。これを制度的に位置づけようといたしますと建設業法の改正が必要になるという事項でございます。

さらに、次に9ページでございますが、業種区分の点検ということでございます。建設業は、現在、建設業法上、そこの絵にございますように28の業種があるわけでございます。それぞれに許可が必要ということになってございますが、40年ほどこの業種が見直されていないということで、今の時点に合っているのか。新しくつくるだけでなく、直したりするというようなニーズが高まっている中で、見直してみる必要があるのではないかとということでございます。これも、実施するということになりまして法改正を伴う事

項でございます。

次に、4つ目でございますが、10ページでございます。入札契約制度の改革の推進ということで、ダンピング対策の強化等々の取組み、これを進めるべきだということでございます。

1枚めくっていただきまして、11ページ、ダンピング対策の強化という項目でございます。特に絵の左上のほうでございます。都道府県の発注工事で低価格の入札の発生が高まっているというような状況がある。さらに、その右側でございますけれども、予定価格等々の事前公表によりまして、くじ引きで落札するということがかなり多くなっている。見積もりをきちんとしなくても、最後はくじ引き、運頼み、そういうような状況が出ているのではないかと。こういうような状況があるということで、下のほうに書いてございますような、調査基準価格の水準の見直しですとか予定価格等の事前公表の取りやめ、こういったものの位置づけをする必要があるんじゃないか。これも次の適正化指針の改正の大きな中身の部分でございます。

さらに、12ページでございますが、これはどちらかというと大きな事業でございます。左上でございますが、平均入札参加者数と書いてございます。国交省直轄のWTO対象工事、21年度で1件あたり18者ほどの競争参加の企業がございまして、となりますと、その右にございますように、出すほうに取りましても示唆するほうに取りましてもかなりコストと手間がかかるということでございまして、これを、右下にございますように段階で選抜していくという段取りを進めるべきではないかと。簡易な技術審査によりまして5者程度を選んだ上で、競争をしていただく、そういったような取組みをしたらどうかということでございます。

さらに、5つ目、13ページでございますが、海外市場への積極的進出、これを支援していこうということでございます。

14ページ左下のほうに我が国の海外受注実績の推移がございまして、ここ2年ほど、いろいろな事情によりまして減っておりますけれども、積極的に海外展開の支援をしていく必要があるというように認識しておりまして、次の15ページにございますような、契約・リスク管理の強化でございまして、情報収集・提供の強化、人材育成の強化等々の支援をしていきたい、していくべきじゃないかということでございます。

次に16ページ、課題6でございますが、全体として企業の活動は多いという状況がございまして、対策6といたしまして、不良不適格業者の排除というところから取り組ん

でいこうということで、先ほど来出ているような、保険未加入企業の排除、あるいは技術者の適正配置の徹底というようなことに取り組むことにさせていただきます。

最後、17ページ、7つ目でございます。これは震災への対応ということで、迅速かつ円滑な復旧・復興ということを進めるために、幾つかの取組みを進めていこうというようなことで、7つの対策というものをご提言いただいているということでございます。

資料3関係につきましては、以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からご質問・ご意見がございましたらお受けいたします。どうぞよろしく。

ここに出ている対策というのは、これまでずっと問題視されていたのが最近になって顕著な傾向になったというものなのでございましょうか。それとも、昨今の事情の中で急速に問題が……。いろいろあろうかと思いますが。

【大森建設流通政策審議官】 物によっていろいろと差異はあると思うのですが、やはり大きな要素として、建設投資の額が84兆円から40兆円あたりになってきていると。これが急激に投資額が減ってきてますので、それによって相当な影響が出てきております。企業の過剰の問題もしかりですし、そういったことでそれぞれの企業の営業といいますか経営も厳しくなるというようなことで、技能者に与える賃金であるとか、また保険の問題であるとか、そういったものも苦しくなっているということが、一つあろうかと思えます。

それからもう1つは、行政の刷新会議といいますか、ああいう事業仕分けの中で技術者問題など、現行のシステムでいくとちょっとそこはまずいのではないかというような指摘も受けておまして、それにかわるようなデータベースみたいなものを整備していくとか、そういうのはまた違う要素でございますけれども、こういったところに出てきている、こういうよう状況だと思えます。

【石原会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【古市委員】 古市でございます。今ご説明をいただいた施策、これから取り組んでいくんですよということで、私は大変結構な方向に向かっているというふうに思っているわけですが、実は、先ほどお話のありました大震災の被災地において、こういう施策と全く逆行する動きが非常に進んでおまして、少しご紹介をしますが、懸念を大変しております。

1つは、建設業では労働者派遣はできないということになっているのでありますが、実は仮設の現場に人材派遣会社が労働者を派遣しているというようなことが摘発されたりしておりまして、こういうことはあってはならないという、まことに当たり前のことなのでありますが、そういうことで厚生労働省からそういう通知が出たり、協力要請があったりしているという、そういう混乱した状態が1つ。

それから、仮設の現場で、ダンピング受注と下請企業への労働者へのしわ寄せというのが、非常に顕著に起こっております。住宅建設では、普通は下請の回数というのは多くないのが一般的なのでありますが、現在の仮設住宅では下請回数が非常に多くなっている。私どもの組合員は第4次下請で働いている。普通、住宅建設の場合、2次下請、3次下請は滅多にないのでありますが、この仮設の住宅では第4次下請まで非常に進んでいる。しかも、そこで働いている労働者の労働条件がまことに悲惨な状態であります。一時期にスピードを上げてたくさん建設をしなければいけないという事情があつてのことだと思いますが。政府の方針は、基本的に被災地域の雇用を優先するんですよということになっておりますが、仮設の現場でとまっている車のナンバーを見ていただくとわかりますように、地元の車はほとんどなくて、九州から関西方面から、そういうナンバープレートだらけでございます。

そういったところで、労働者の賃金がどういふふうになっているかというのを、私どもの組合員の聞き取りを行っているのですが、あまりにもひどいので、もう既に逃げて帰ってきたという話が非常にたくさんございます。1万8,000円や2万円や2万3,000円と口頭で契約をして、いざ現地に行ってみると、1万8,000円と約束して行っただんですが、実際にもらった賃金は9,800円だった。そういう事例ですとか、8,000円だったという事例、7,000円だったという事例等たくさんございました。宿泊代と食費代を控除されて、実際にもらったのが9,000円だったり8,000円だったり、そういう事例は非常にたくさんございます。

宿泊場所が30人部屋だったり40人部屋だったりして、しかもおふろが1つしかなくて、2人しか入ることができないようなおふろ。したがって、40人もいておふろに順次入っていくと12時を回ってしまうという、そういう状態なので、実際上、おふろには入れないというような状態であると。そういったことが非常にたくさん指摘をされておりますし、賃金不払いも発生している、こういう状態であります。

こういう不正常的な状態をぜひなくしていかなきゃいけない。これから建設業をしっかりと

した産業にしていこうということをみんなで決めて取り組んでいるわけでありますので、建設業で働く人が減りかねないような、そういう状況をなるべく早く仮設の現場からなくしていく必要がある、こういうふうに強く思っております。

仮設の建設は、もしかしたら国土交通省が直接関与しないことになっているのだとは思いますが、ぜひそこは注意を喚起しなきゃいけないことではないかと思えます。

【石原会長】 何かございますか。

【谷脇建設業課長】 今、お話がございましたので、現地、現場の状況の把握など、私どももいたしまして必要なことはきちっとやっしていこうと思っております。

仮設のほうは、今お話がございましたように、大体、終盤でございます。今後、そういうようなことにならないように、きちっと気をつけていきたいと思えます。

【石原会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

この中で課題を整理し、政策の方向性を整理していただいたことで、それがさらに具体化していくことを願っておりますが、特に一番最初の「建設企業の小規模化」と、それに伴う「地域維持型の契約方式」の提案というのは、東京の市ではございますけれども、資料2ページでござらんいただけますように、許可業者の減少率は東京がマイナス11.1%とありますように、実は大都市部でも事業者の減少が顕著で、三鷹市のような自治体でも同様の減少率でございます。

都会でも集中豪雨はございますし、雪も降りますし、震災も発生するわけですから、実は地元事業者の衰退というのは、工事現場の夜間休日における緊急対応や、今申し上げましたような災害時の対応を具体的に現場で担う事業者が減少するという問題を提起しております。

全国津々浦々、地域の事情は異なるとは思いますが、その地域の実情に即した、まさに地域維持を求められている担い手に建設事業者の方が存在するわけでございますので、これは大都市あるいは過疎地にかかわらず、日本全国に共通する課題だと認識しております。したがって、いかに具体的に地域維持型の契約方式というのを、見方によれば、そういうときだけ自治体が依頼をして、具体的な公共施設の工事等は大きな事業者にお願いするというような、そういう都合のいい話にならないようにしなければいけないとも思っております。いわゆる総合的な評価をしっかりと入札方式入れることによって、公共的な事業の具体的な担い手で、かつ地域を維持していく重要な建設事業者として幅広い業務をし

ていただくような契約方式を具体化していけば有効ではないかなと感じまして、この部分はぜひ、一層公平・公正である形を進めていくことが有用ではないかと感じました。以上でございます。ありがとうございます。

【石原会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

【椿委員】 会計士の椿と申します。ただいまご説明いただいた資料の中で、3ページの「地域維持型の契約方式」ということですが、地域企業を維持しようということは、ざっくり考えると、小規模な企業を維持させようということと、あと6ページにある「保険未加入企業の排除」ということもやはり、小規模な企業が保険未加入になっていると思うんですけども、これが二律背反するような施策に見えるんですね、ざっくり見ると。ですけども、きちんと両方を両立させたものである、政策であるということをもう少し具体的に……。もう少し細かく見ればそうなるんだろうなと思いつつ、見ていたんですけども。もう少し具体的に、両方成功するものであるということがわかるようなご説明があるといいかなと思いました。

【石原会長】 コメントございますか？

【谷脇建設業課長】 先ほどの清原市長からのお話。これは大都市、地方、共通の制度としてこれから具体化を進めていきたいというふうに。

まず第1弾といたしましては、本日、これから後で出てまいります適正化指針の中に基本的な考え方の位置づけをさせていただいた上で、具体的には、共同企業体をつくる際の準則——JV準則とっておりますが、中建審のほうでまとめている準則がございます。これは今は2種類しかないのでございますけれども、これに新しいタイプの、こういう地域維持型の事業を受注する企業体をどういう考え方でつくるのか、どういう場合にどのような事業に参画できるのかという位置づけを、今後、順次させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1つ、地域維持型の部分の話と、小規模の事業者を残すような形と排除するような形になっているんじゃないか、そういうことだと思ひますけれども、まず、地域維持型のほうにつきましては、これは地方で、除雪でございますとか地域維持のための仕事というのは、必ずだれかがやりませんと地域の社会が成り立っていないということで、それをできるような企業が現実問題として減ってきているという中で、1社単独ではなかなか機械を保有して継続的に仕事ができないといったような事情があるものですから、ある程度まとまっていたら、仕事がこなせるように。冬の仕事だけではなかなか企業

は成り立ちませんので、夏の仕事と冬の仕事と一緒にという発想でございます。

このようなことを通じまして、地方の企業というのはなかなか合併というのが難しい部分があるんですけども、例えば一緒に仕事をしていく中で、それじゃあ、企業が一緒になろうかというような流れもできていくかもしれないというようなことも思っている施策でございます。

保険のほうは、これは小さい企業を排除するという意図は全くございませんで、保険に入らないということでコストが削減されて、競争上有利になるという、こういう状態を放っておきますと、建設業の足腰の部分非常に弱ってくることになるのではないかと。これはだから、企業の規模にかかわらず、最低限の取組みとして守っていただきたい、そういうつもりでございます。

ここでそういうものが守れないということになりますと、ここは市場から退場していただくざるを得ないということになりますけれども、そういうことがないように保険に入っていて仕事をさせていただく、そういう方向に持っていきたいということでございます。

【石原会長】 どうぞ。

【浅沼委員】 全建の浅沼でございます。まず最初に、この「方策2011」につきましても、我々が日ごろ考えていること、またご提言申し上げたことに向けてだいぶ反映された形になっているということ、まず御礼申し上げたいと思います。

その上で、3点ほどお願いと申しますか、考え方を述べたいと思います。

まず1つは、地域維持型の契約、先ほどからお話しになっていることなんですけれども、これは以前から全建として、災害対応空白地帯というところが増えてきているという、そういう危機意識のことに向けて、こういうことの提言をされたわけでございますし、今、それをご検討願えるというのは大変ありがたいことだと思っております。

ただ、実際の制度設計においては、全建の中でもそれぞれの地域によって、また同じ県の中でもそれぞれの地域によってかなり違うんですね。状況が違うので、ぜひ地域地域の特性にも十分配慮したような制度設計にさせていただきたいなと思います。なるべく使いやすいと申したらおかしいですけども、ほんとうに災害空白地帯をつくらないためにはどうしたらいいかと。JVも1つでしょうし、まだほかにも考えられることがあると思います。ぜひその辺は、またいろいろと配慮をお願いしたいと思っております。

2つ目はダンピングの話でございます。後ほど出てくる適化指針によりますと、ダンピ

ング対策については、他省庁なり特殊法人なり、地方公共団体についてもずっと徹底していくということが書いてございますけれども、現実、今の運用条件についてはいろいろばらばらになっているということが、私の感想でございます。ほんとうにこのダンピング対策というのは、先ほどから議論になっております保険未加入企業の排除とか建設産業の人材確保、こういう面からも非常に重要な政策だと思いますので、ぜひこのことについては徹底した対策をお願いしたいと思うのが2点目でございます。

3点目は技術者の話なんですけれども、ちょっと観点が違うかもしれませんが、建設産業の次の世代を担う人材を育てる、そういう仕組みづくりというのは大変重要な課題だと我々は思っております。実際の経験者が後進を指導して次の世代の管理技術者を育て上げる、そういう管理技術者の制度でございますけれども、全建といたしましては管理技術者の補助制度というようなことも考えております。これは詰めたらまたご紹介したいと思うんですけれども、ぜひそういう、管理技術者を次世代にどうやってつないでいくかということも、ご提言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、多段階審査方式といいますか入札方式の話でございます。入札をしたとき、するときの企業評価については、その企業に対する評価と、それから技術者の評価、このバランスというのはすごく大切だと思います。それぞれの工事の特性によってこのバランスをいかに取るかということが重要だということに考えておりますので、その辺のご配慮もお願いしたいと思ひます。簡単に言ったら、ダムをつくる会社を選ぶときと除雪作業の会社を選ぶときの基準というのは、このバランスがかなり違うと思ひますので、その辺の配慮についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

【石原会長】 よろしゅうございますか、今の。両方ということで。

ほかにもございますでしょうか。先ほど大臣も言っておられましたけれども、84兆が40兆というのが問題の根源だとすれば、やはりそれを増やしていく。かといって日本マーケットがなかなか難しい中で、海外への積極的進出をいかに国として、あるいは官として支援していくかというのは非常に重要なポイントのような気がしますし、特に日本の技術とか、最近特にパッケージ型インフラというか、いろいろなシステムのソフトを含めたインフラづくりという点にかけては、日本の持っている技術というのは大変なものがあるかと思ひます。そういった面も含めまして、ぜひこの辺にも力を入れてやっていただければという、私の個人的なあれでございますが。

【才賀委員】 今回のこのテーマについては、非常によくできているなど。また、我々、建専連として12の提案を出しておりますので、ほとんど受け入れられているなどということと非常に頼りにしているんですけども、最終的には、やはり地域の業者さんがきちんとした仕事ができなければ維持管理もできないし、また除雪も、機械も人もというようなことで、何もできなくなるということだと思えます。

最終的に、今回の問題の一番根底にあるのはダンピング受注ではないかなというふうに思われるんですよ。このダンピング受注がなくなれば、我々専門工事業者の保険の問題にしろ、重層の下請の問題にしろ、ほとんどスムーズに解決していくのかなと。これはゼネコンさんだけへのお願いだけではなく、我々もダンピング受注しない、発注しないというようなことをやっていかなければいけないのかなと思えます。

特にこの数年、国をあげて専門工事業者のことをいろいろやっていただくんですけども、私は古い人間なものですから、建設業界はお上と親と子がいるうちは、なかなか発展しないなというふうに思えます。これが三位一体となってきちんとすることで、今の改革がスムーズにいくのかなと思えますので、ぜひともお上と親と子どもが仲良く手を結んでスムーズにできるように、一つよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。じゃあ、審議官からどうぞ。

【大森建設流通政策審議官】 浅沼さんから才賀さんから、ダンピング対策の話が出ましたけれども、後でもう1度適正化指針というところでご議論いただきたいと思えますが、我々もダンピング対策というのは非常に重要な問題だと思っています。

その1つは、建設産業の経営という点もちろんないわけではないですが、やはりソロ工事とか、そういったことが多くなってきます。国交省で調べた調査でも、一定の額を下回ると、やはり急にソロ工事が大きくなっていくということが明らかになっていますので、そういう意味からいうと、国民の財産である公共の工事がソロ工事という形で終わるといふのは、そこは問題であるということはいうまでもないわけですので、ダンピング対策には意を用いてがんばっていきたいと思っております。

【石原会長】 それでは、時間もだいぶ経過しておりますので、議事の(3)に移りたいと存じます。「入札契約適正化指針の改正について」でございます。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律15条におきまして、国は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を改正する際には、改正案の作成に先立って、中央

建設業審議会の意見を聴かなければならないということでございます。

以上でございますので、まず、改正案につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 それでは、資料4で説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、今、会長のほうからご紹介ございましたけれども、まず、法律の仕組みから紹介させていただきます。公共工事の入札契約適正化の促進に関する法律の概要と出てございます。この目的にございますように、「国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達」を図る、そういう目的でございますまして、入札・契約適正化の基本原則というのが明示されますとともに、左側にございますように、全ての発注者に義務付ける事項と、右のほうにございます、各発注者が取り組むべきガイドラインということで、適正化指針の閣議決定をするということになってございます。今回、この適正化指針の改正ということでございます。

その右の下のほうにございますように、各発注者は、指針に従って、入札・契約の適正化を推進していくという、努力義務でございますけれども、かかっております。で、「適正化指針」のフォローアップをすることになってございまして、特に必要あるときは、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣から各発注者に改善を要請することが法律上できるという、そういう制度になってございます。

次の2ページでございますけれども、この指針の経緯でございます。法律が12年にできまして、平成13年に最初の指針を閣議決定してございます。平成18年6月に1度改正してございまして、平成23年でございますので、それから5年ほどたっておりますということと、先ほど説明させていただきました「2011」の対策も出されたということで、今回、改正をということでございます。

次の3ページは改正の中身でございます。大きく4つの箱に分かれてございますが、左側の「公正な競争の促進」というグループでは、まず、「地域維持方契約方式」の導入。これは先ほど来説明をしております包括的な発注ということと、受けるほうの地域維持型のJVというといったようなものによる受注の仕組み、これを導入するという考え方を位置づけをするということでございます。その地域維持型JVにつきましては、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成をするのだということと、経常JVや個別企業との同時登録ができるといったような内容を記載してございます。

2つ目の、一般競争入札、総合評価のところでは、特に赤で書いてございますが、段階審査による落札者決定方式の活用といったようなことを書いてございます。それと、一番下で、いわゆる歩切り、これを行わないようにということを明示したいということでございます。

右のほうにまいりまして、透明性等の話といたしまして、予定価格、あるいは調査基準価格、最低制限価格というものがあられるわけでございますが、これの契約締結後の公表。事前公表をできるだけしないようにという位置づけでございます。こういったことを考えております。

その下、3つ目の枠で、先ほど来出ておりましたダンピング対策の強化というものの位置づけを考えております。

その他といたしまして、暴力団排除条項の適用等々の改正を考えているということでございます。

その下に資料4別添ということで、ちょっと字が小さくて申しわけございませんが、改正案の、左側が現行の指針で、右側が改正案ということです。ポイントのところだけかいつまんで説明させていただきます。

めくっていただきまして、3ページのところに第2というのがございます。「入札及び契約の適正化を図るための措置」。その下、(1)入札及び契約の過程並びに契約の情報の内容に関する公表に関することという部分がございます。これをめくっていただきまして、次の4ページから5ページにかけてでございます。4ページの上のほうで、公表する事項といたしまして、「ロ 予定価格及びその積算内訳」「ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格」こういったようなものを公表するということにはなっておるわけでございます。

それについて公表の仕方を、4ページの下の方の赤のところでございますが、「特に」というところで規定をしてございます。要は、「特に」ということで、「ハに掲げる低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格」。入札のときの一番下のライン。これより下であればきちんとした仕事ができないんじゃないかという、その価格でございますけれども、これにつきましては、そこに書いてございますようないろいろな弊害が生じ得ることから、「入札の前には公表しないものとする。」ということ、今回、新たにはっきりと閣議決定をしておきたいというのが1つでございます。

さらに、ロのところ、予定価格につきましてもそこに書いてあるような理由で、まず

考え方としては、「入札の前には公表しないものとする。」というふうに書いてございます。ただ、なお書きが若干入ってございます。これは総務省と事前の調整などを行いました結果でございますけれども、「地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はない」ということがございますが、ないですけれども、「上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行う」。法令上の禁止の規定はないけれども、できる限り事前の公表ということはやめていただきたいということを位置づけさせていただき予定でございます。情報公開という意味では、事後に公表していただければオープンになりますので、何も事前に公表する必要はないのではないかと、そういう考え方でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが8ページ。ここは一般競争とか総合評価、こういうものを適切に活用しようという部分でございますが、8ページから9ページの上のほうでございます。先ほど来出ております、上の段の後半の部分でございますが、「また、」ということで、「受注者の選定を段階的に行い」ということで、総合評価方式の中で受注者の選定を段階的に行うということの位置づけをさせていただいております。

次の11ページ③地域維持型契約方式。これも先ほど来出ているところでございますが、この方式につきまして下の1)のところで、発注する際の包括的な発注の活用。2)といったしまして、建設共同企業体などによる受注といったようなものの考え方を位置づけしてございます。

さらにその下のほう、④の一般競争及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備の中では、例えば11ページの真ん中のあたりで地域要件というものの設定があるわけでございます。これはプラスにもマイナスにもなるという部分がございますので、きちんとした形で設定していただく必要があるんじゃないかというような位置づけをさせていただいております。

さらに、12ページ共同企業体のところにつきましては、⑤の下のほう、⑥の上、13ページでございますが、同時登録というものを行うことができるという位置づけをしてございます。

それと、14ページの一番上の部分でございますけれども、先ほど言いました歩切りについて、これを「これを行わないものとする」というような位置づけをさせていただいております。

といったようなところが主な……。すみません、ちょっと飛びまして20ページから2

1ページにかけまして、ダンピング対策の防止の部分でございます。先ほどからのお話にもございましたが、20ページの下のほうで、工事成績との関係などにつきまして、きちんと調査をして対応するようにといったようなこと。あるいは、ダンピングで手抜きの仕事が行われないように、しっかりとした発注者側の対応をお願いするような中身を記してございます。

それと22ページ(3)、これは今までなかった項目でございますが、「適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関する事」ということで、幾つかの取組みを位置づけさせていただいております。

主な改正事項は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見・ご質問がございましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。

【小野委員】 全国中小建設業協会の小野でございます。2つばかりご質問させていただきたいと思っております。

1つは地方の建設業審議会の開催についてであります。先ほど来、努力義務規定のようなお話がいろいろされているわけでございますけれども、建設業法39条の2に都道府県の建設業審議会について書かれているわけですが、私は前回のこの審議会でもご質問させていただきましたけれども、全国での都道府県の建設業審議会の開催状況を調べていただきましたところ、秋田、愛媛、佐賀、沖縄のたった4県でありました。私の地元の静岡県では、この2月によりやく7年ぶりに開催ということになりまして、私も中小の代表としてこれに参加させていただいておりますけれども、国でのこうした中央建設業審議会の審議もさることながら、全国の地方自治体に、内容、考え方を周知徹底、浸透させていくためには、中小建設業の私どものような代表を含めた地方建設業審議会を極力開催するように、ぜひこちらのほうで何か書き加えていただければなというのが第1点であります。

もう1つ、地域維持型JVにつきましては、大変ありがたい制度で敬意を表したいと思っておりますけれども、先ほど来のいろいろな条文を見ておりまして、建設業行政として発注者責任という言葉が何も書かれておりません。この発注者責任というものは、私どもが常にお願しているところでもありますけれども、特に談合問題に端を発して過去にその弊害から一たん否定されました一般競争入札が、談合問題以来、拙速、盲目的に逆に導入をされ、業界に大混乱を引き起こしたわけですが、先ほどご説明がありました品確法の施行以来、ようやく総合評価方式の導入というものである程度の秩序はできあがってきている

ように思います。

しかし、名目上は一般競争入札といいましても、同様の特性を持った地元業者間の競争といった、何らかの制限付き、本来の意味での制限付きであるべきでありますけれども、地方におきましては応札可能業者数——いわゆる手を挙げられる者、応札業者数を極力増やすことが談合防止になるんだ、発注者の対外的な言いわけになる、こういう見方の中で地域を特定しないでできるだけ広い範囲から業者を集めます。また、大小問わず制限なし、数合わせというような入札を行っているような例が見られるわけです。

そこで私どもとしましては、総合評価以外の小規模工事におきましては、単なる一般競争入札でなくて、その工事にほんとうにふさわしい、同様の特性を持った業者の入札になるように発注者責任というものをに入れていただいて、その中で、指名競争入札という言葉は全部排除されておりますけれども、ぜひこれも一つの選択肢というようにお書き願えればありがたいと思います。以上です。

【石原会長】 どうぞ。

【谷脇建設業課長】 地方の審議会の開催の点につきましては、県のほうなどといろいろと話をする機会もございますので、そういう場などを通じましてですね。今まで実状を聞いたりというようなことはしておりましたし、また、静岡のほうで現に今動いているというふうにお聞きしておりますので、その状況なんかも教えていただきまして、またほかのところにも照会したりする、そういうような段取りをしてみたいと思います。

それと、発注者の責任の話でございますとか地域の競争、指名競争等々の話がございます。指名競争自体を完全に排除しているということではございませんで、指名競争する場合にはこういう形でやってくれというような位置づけの仕方になってございます。

それと、たくさん数が多いければいいというような位置づけの仕方はしておらないつもりでございます。競争性の確保ということは、一つ大事なことでございますけれども、ただ数が多い形でやるというような位置づけはしていないというつもりでございます。

地域要件などにつきましては、先ほどちょっと言いましたけれども、いい面と悪い面両方あるところがありますので、そこはきちっと適切にやっていただきたい。そのために、各発注者のほうで運用の基準といったようなものをきちっと定めていただく必要があるのではないか、そういうような位置づけもさせていただいております。

それとあと、今、小野委員がおっしゃられた意味での発注者責任ということとは若干違うかもしれませんが、先ほど初めて入れたという、22ページの「発注者・受注者間の対

等性の確保」というところで、「発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要である」という、こういうような位置づけも一部させていただいているというところでございます。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

【古市委員】 今、受注者責任の話が出ましたが、ここの提言にあるように、建設業をよりよくしていこうとすると発注者の姿勢といいますか、考え方というのが非常に大きい、一番大きい影響を及ぼすというふうに考えておりました、清原市長の三鷹市のように適切な発注者もあれば、首をかしげたくくなるような発注者もあるわけでありまして。

そこで、ちょっとお尋ねであります、予定価格の事前公表をやっている都道府県の36の団体があると書いてありますが、47都道府県のうち36はまだ事前公表をやっているという意味ですか、これは。

【谷脇建設業課長】 全部ということではないんですけども、全体の事業の中で一部でも事前公表をしているところは36ある、そういう意味でございます。全部ということではありません。

【古市委員】 市町村がという意味ですか？

【谷脇建設業課長】 それは都道府県の話です。

【古市委員】 わかりました。

そこで、これはガイドラインであって、要するに法律上で禁止ができないんだというお話であります。そういうことであります、発注者が、私たちから見て適切な発注者と首をかしげる発注者というようなところでいいますと、首をかしげるような発注者がこれをほんとうにしっかり守ってくれるんだろうかというところが、非常に懸念をされます。

どういふことかといいますと、先ほど大臣がお見えになりましたが、私どもは震災が起こったときに大臣から、「あなたのところは労働力をたくさんかかえているので、復興・復旧にしっかり協力してくれよ」というお話がありましたので、できることは何でも協力しますと。住宅局から相談があつて、地域産財を使って木造の仮設住宅をつくりましょう、一緒に緊急にやりましょうということで、3団体でそういうことができる仕組みをつくった。これは住宅局からアドバイスがあつてそういうふうになっているわけです。

それで3県でやり始めたのでありますが、福島県はうまくいって、県の了解も得られてできたのでありますが、あとの2つの県は、要するに仮設住宅を発注するのは県の仕事でありますので、もう既に発注しちゃったから、たとえ国土交通省といえども聞く耳持たな

い、こういう感じでありました。ここで指針をつくっていただいても、選挙で当選した知事が、国土交通省がそういうふうにいるからと言って、自分がそれを「はい」といって聞かなきゃいけないわけじゃないんだ、私には私の考えがあるということでおっしゃられて一括発注でぱっとやって、県議会でも相当いろいろ議論になりましたが、結局、その仕組みは2つの県では行われないうまでありました。

せっかくガイドラインに書いていただきましたし、歓迎をするわけではありますが、これは実行がどこまで進むのか。36の団体で、今、事前公表を既に現在やっているということでもありますので、そこが非常に懸念されますので、指導はたぶんどできないんだと思うのですが、何というんでしょうか、実効を上げるようにしていただきたいねというお願いがあります。

【谷脇建設業課長】 これは全力で努力ということにして。総務省と一緒にいたしますので、国土交通大臣と総務大臣のほうに法律上の権限として公式に要請をするという権限がございますので、これを有効に使っていきたいと思っております。

ただ、強制ということでは確かにないんですけども、実際には、いろいろな項目について閣議決定をして、なおかつ要請するというので、全体としてはかなりの数、ここに記した考え方で実行していただいております。その中で、ある意味一番成績がよくないのは予定価格の事前公表のところなんですけれども、全体としてはかなりやっていたかというかなど。この部分については、また閣議決定の文章が変わりますれば、これまた一つの大きなきっかけになりますので、もう1度総務省と一緒に取り組みたいと思っております。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

【中田会長代理】 地域維持型契約方式について、1点ご質問というかお願いがございます。

この方法は効率的であって、地域の活性化につながる非常にいい方法だと思っております。ただ、これに対して先ほど椿委員から、ほかの点とのジレンマが何かあるんじゃないかというようなご指摘があったかと思えます。恐らく受注者の数が減ってしまうということと、その結果、経験や実績が特定の業者に積み重なって固定化して、かえって新規参入が抑えられるということを懸念されたことなのかなというふうに思います。また、清原委員は地域維持型について、これはいいことなんだけれども、公平公正が非常に重要であるというご指摘をされて、私はそれはもつともだと思えます。

結局、この方法が実効を上げながらマイナス面が出ないようにするためには、公正公平な運用ということは非常に重要になると思うんですけども、それについて発注者に対して、運用をこういうふうにするというようなことをお考えでございましょうか。それをお教えいただければと思います。

【谷脇建設業課長】 この部分につきましては、先ほど申し上げましたが、具体化のところはこれからになってきます。まず、どういう事業が対象になるのか。これは地域によっても実情はかなり違いますので、具体的な制度を積み上げますときに、今お話がございました公正性とか公平性、そういうようなものをきちっと担保できるような形で仕組みを考えていきたいと思っております。

【大森建設流通政策審議官】 ちょっといいですか。

【石原会長】 どうぞ。

【大森建設流通政策審議官】 中田先生おっしゃるとおりでありまして、地域維持型を我々のほうも戦略会議でさまざまなご議論をいただきながら発表をさせていただいたときに、競争というのはい体どうなっていくのか、公正な競争というのはどうなっていくのかというようなことを懸念される人がおられました。我々としては、そこは公正な競争のもとにやっていくんだ、そのためにどういう知恵を使わなきゃいけないのかというのは例示等々で示しながら、また発注者もやっぱり考えていかなきゃいかんというようなことだろうと思いますが、ここで必要不可欠な点については、公正な競争というのは当然ながらあるのだろうというように思っております。

ただ、議論が若干それているところが、これあるんじゃないかなと思うのです。業界の中小零細な企業を維持するためというよりは、どちらかというと地域、コミュニティが維持していく、このためには今のままではできなくなっている。先ほど浅沼委員のほうで災害対応の空白地帯というようなことをお話しされていましたが、実際上、地域で何が起こったときに対応できるような企業がなくなっているというようなことがあって、そうすると、そこに住んでおられる方々の生活ができなくなる。それをやっぱり最低限守っていかなきゃいかん、そういう中での調和点ということで、こういうのを戦略会議でご議論いただいたというようなことを、ちょっと触れさせていただきます。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見がないようでしたら、先ほどご紹介いたしました入札契約適正化法の規定に基づき、適正化指針の改正案の作成に先立って意見を聴かなければい

けないという、一応、この手続きは経たものと取り扱わせていただきます。なお、改正に向けましては、今後、関係者とのさらなる調整が必要というふうに聞いております。事務局におかれましては、改正に向けた作業を進める際に、本日出されましたご意見等も参考、あるいは検討していただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、続きまして、議事の(4)「今後の検討体制について」、よろしく申し上げます。

【谷脇建設業課長】 資料5でございます。「中央建設業審議会ワーキンググループ(仮称)の設置などについて(案)」ということでございます。

この紙でございます。この審議会にワーキンググループというものを今後設置をさせていただいて、先ほど来説明をしておりますような事項の深掘り、具体化、こういうものを進めさせていただければという趣旨でございます。

1. 設置趣旨のところを書いてございますように、「2011」が出されたということで、「この方策の具体化に際しては、実務の状況も踏まえながら、実務に精通した関係者を交え、方策に示された課題と対策について更に掘り下げて議論する必要があるとともに、法令改正の在り方等についても、より専門的かつ幅広く検討する必要がある」んじゃないかということで、そのためのワーキンググループを設置させていただければということでございます。

主な検討事項といたしましては、2番にございますように、先ほど来出ております地域維持型の事業についての共同事業体準則というものの見直し。保険未加入企業についての具体化の話。業種区分の点検。あるいは技術者データベース等々の法令改正に係る事項、そのほかにも法令改正をしないといけないような事項があるのかどうかというようなことも含めまして、ご検討をいただければというようなことでございます。

位置づけは、3番に書いてございますように、総会のワーキンググループは総会の決定を受けて、その下に専門委員会という形で設置ということで、検討結果は総会に報告。なお、必要に応じて検討経過についても総会に報告する。そういうような位置づけでございます。

一番下になお書きが書いてございますが社会資本整備審議会という審議会が別途ございまして、この社会資本整備審議会の調査事項の中に「建設業の改善に関する重要事項」というものが実は入ってございます。この中建審につきましては以前から、約款の話でございますが、適正化指針、入札契約の関係、こういったようなことをずっとご議論いただいておりますけれども、社会資本整備審議会にはこういう重要事項というものの審議という

位置づけがございますので、まさに法律の改正というようなことになりますと重要事項にも該当するであろうということで、この審議会と密接に関係するというのもございますので、今後の話でございますけれども、社会資本整備審議会の下部組織——これは今ないのでございますけれども、これを設けるような方向で調整させていただいて、このワーキンググループと合同で審議を進めていただくというようなこと考えておりますということでございます。以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか、ただいまの事務局からの提案でございますが。

それでは、事務局説明どおり了承されたものとしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」 の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。

ということで、議事は終わりではなくて、最後に「その他」とございますが、その他につきまして委員の皆様から。どうぞ。

【野村委員】 「建設産業の再生と発展のための方策2011」ということでございます。実は日建連でも、やはり技能労働者の確保並びに育成ということで、2年前から8項目で対策を立てておったんですが、全く問題意識は同じであります。

そういう中で、やはり休日の確保、あるいは年収のアップ等々を挙げておるんですが、どれをとっても大変非常に難しい課題である。先ほどお話あったように、量が半分になっている。そういう中で、いかに向上していくかということは大変難しいことであります。そういう中で、行政の皆さん、あるいは元請、あるいは協力業者がほんとうに三位一体となって取り組んでいかないと、先ほどの社会保険の問題でも、絶対に解決しないということで、私ども日建連傘下ではできるところからやろうということで、優秀職長さんは賃金を上げようというようなことで、各社ではもう始まっております。できるところからやろうということでございますので、持っておる認識は同じだろうと思っております。

それから、ワーキンググループの設置に当たっては、やはり現場の第一線の声、これをぜひよく聞いていただきたい、これをぜひお願いしたいと思います。

それから、昨年の中建審で民間建設工事標準請負契約約款、これ改正されました。ほんとうにありがとうございます。日建連傘下の団体及び法人各社はこれを大変喜んでおりますが、受発注者間の建設業法令遵守ガイドライン、これの策定をぜひ一つお願いしたい

など。なんだかんだいったって、やっぱり我々は受け負けなんていうような言葉もまだ残っているわけでありますから、ぜひ対等であって、法令遵守ガイドラインの策定、これを今回の法令改正を円滑に進めていくためにも、ぜひ早期の策定をお願いしたい、こう思っております。以上であります。

【石原会長】 ありがとうございます。事務局からどうぞ。

【谷脇建設業課長】 最後にございましたガイドライン、ちょっと時間がかかっておりますけれども、かなり詰まってきておりますので、そう遅くない時期に出したいと思っております。

【石原会長】 よろしゅうございますでしょうか。いずれにしろ三位一体の協力が何より大事ということなのでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにはございませんか。

【才賀委員】 1つ国交省さんにお聞きしたいんですけども、これからの建設投資というのは増える可能性はないというふうに思うんですけども、このまま行きますと、東北の地震については建設投資大いにぶち込んで復旧・復興にやろうということで意気が上がっているのは、それはもうぜひともやっていただかなければいけないし、我々の仲間も大勢亡くなっていますのでやっていただきたいんですけども、全国を見てみますと、公共投資が減れば減るほど地元の企業が疲弊していくというようなことで、非常に苦しい環境に置かれているのも現状かなというふうに思います。

そうであるならば、国が保有している財産の劣化、維持管理等々を前もって発表していただいて、何年ごろにはこの橋を直すよとか、この道路は3年たったら直すんだよというような発表をしていただいて、地元還元されるというようなことがあれば、地元の業者が、先行き見込みがあるので頑張っていこうということになるかと思っておりますので、ぜひとも全国でそういうものがあれば発表して、我々に幾らかでも希望を与えてくれればいいかなと思っております。以上です。

【大森建設流通政策審議官】 才賀さんのご発言、最初の公共投資の話ですが、ずっと下がってきて、来年は見通しでは若干、被災地の関係があるので上がるのではないかなという状況にはなっております。

今後、全体の見通しというのは予断を許さないですが、実はこの中建審の前に、大臣を中心とした復興対策の会議を行っていました。そこでは、被災地だけじゃなくてやはり全国、そういう防災といいますか災害に強いまちづくりを考えていかなければいかん、そう

というようなことで我々国土交通省としても全力でやっていこうというような話が議論されたところであります。

そういったところで、今後の見通しそのものについての発言はなかなか難しいところがありますが、国土交通省としてはそういった安全・安心を念頭に置きながら、公共事業の要求はきちっとやっていきたいと思えます。

後段については深澤審議官からお願いします。

【深澤技術審議官】 今、才賀委員のほうから工事、事業の見通しをなるべく前もって公表できないかということでした。おっしゃる趣旨は、私は全く同感です。ただ、単年度の予算ということがあって、例えば2年後、3年後、トータルで予算がどれぐらいになるかということがわからない中で明確に言うのがちょっと難しい部分があります。ただ、おっしゃるように、例えば施設の維持更新についていえば、当然ながらどんどん傷んでいくわけなので、どこの段階でどうすれば一番うまくいくかというのは、当然考えた上で、例えばこの橋であれば5年後ぐらいにはこういうことをしなきゃいけないというのは、それぞれごとに管理者として調べ、そのとおりにやっていくのが義務だと思っております。

直轄の工事においても、それから自治体においても、今いろいろな施設の長寿命化計画というのをつくっていただいて、それに基づいて、トータルで一番効率的な維持管理をしようということにしていますので、そういった意味でいうと、それぞれの施設ごとに計画的にやっていくのは非常に大事ですし、いつごろやるのかということのある程度のことは言えるんじゃないかと思っています。

それから、新しく物をつくっていく場合、いつ完成するかというのは、これもすごく大事で、例えば道路の例でいうと、再来年ここにインターチェンジができるのであるならば、それに合わせて工事を計画しようということですから、やはりインフラは全ての基盤ですので、それがいつできるかという、そういう情報は非常に重要です。

ですから、予算の制約はある中で、なるべくその辺のことは皆さんにあらかじめ公表できることにしようという姿勢は持っているつもりです。

【才賀委員】 ごもつともです。よろしく願いいたします。

【深澤技術審議官】 はい。よろしく願いいたします。

【石原会長】 ありがとうございます。

だいぶ時間を過ぎてしまいましたが、ほかにご発言がないようでございましたら、これをもちましてということになります。事務局から何か一言、次回のスケジュール等につ

きまして。

【事務局（塩見室長）】 次回の日程でございますけれども、先ほど、ワーキンググループの設置につきましてご了解をちょうだいいたしました。そのワーキンググループでの今後の検討状況、あるいは検討の結果を踏まえた上で、また改めてお集まりいただく時期等についてご相談させていただければと思います。改めて事務局からご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後でございますが、建設流通政策審議官の大森のほうから一言ごあいさつをさせていただきます。

【大森建設流通政策審議官】 今日はどうもありがとうございました。貴重な意見をありがとうございました。

大臣は最初のあいさつで失礼させていただきましたけれども、今日のいただいたご意見につきましてはきちっと大臣にもご報告をさせていただきますして、そしてそれらを踏まえて関係省庁との調整を経て、基本指針の閣議決定に持っていきたいというように思っております。ダンピングの話、いろいろと出てまいりましたけれども、その閣議決定を経た後、地方公共団体、また関係の法人にもきちっと通知をし、また具体的な調整を図ってまいりたいと思っております。

最後、ワーキングの関係でございますが、野村会長からもご指摘をいただきました。人選等についてはまた会長にもご報告をしながら進めてまいりたいと思っておりますが、第一線の方、現場をよくご存じの方に入っていただきながら、きちっと議論をさせていただければというように思っております。

今日はどうもありがとうございました。

【石原会長】 ありがとうございます。

これをもちまして散会とさせていただきます。大変ご多忙のところ、委員の皆様方、あるいは事務局の皆様方、ありがとうございました。

— 了 —